

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年10月19日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	5号機	8月28日までに、圧力抑制室内点検作業の内、プール水浄化・クラッド回収を終了し、パイプキャップ、テープ片等を発見・回収。引き続き、10月5日までに圧力抑制プール内の後片づけ及び最終点検時に、テープ片を発見・回収。作業時には異物混入防止対策を徹底。	As	9月1日公表済 (PDF97kB) 10月11日公表済 (PDF82kB)

区分Ⅲ：該当なし

その他：22件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	高圧注水系蒸気漏洩検出器の点検時、指示不良（引っ掛かり）が認められたため、当該計器を修理	D	
2	2号機	制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット（50-23）等のレベル検出器の点検時、計装ブロック（7台）内部にOリングが認められたため、対応検討	C	
3	2号機	制御棒駆動水圧系ポンプ出口ストレナ差圧計の点検時、指示不良（スティック）が認められたため、当該計器を交換	D	
4	2号機	原子炉圧力容器圧力計器の点検時、精度外れ（1台）が認められたため、当該計器を交換	D	
5	2号機	制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット（02-23）のレベル検出器の点検時、動作不良が認められたため、当該計器を交換	D	
6	2号機	制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット（38-17）等の圧力指示計の点検時、指示計継手部のねじ山にかじり（2箇所）が認められたため、当該継手部を交換	D	
7	2号機	原子炉格納容器ドライウェル除湿冷却系除湿器の温度調節弁等点検時、ポジション豆ゲージに動作不良（スティック、合計3個）が認められたため、当該豆ゲージを交換	D	
8	2号機	制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット（06-19）等の圧力指示計の漏えい確認時、圧カスイッチの継手部に外部リーク（7箇所）が認められたため、当該部を修理	D	
9	2号機	制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット（10-43）等の圧力指示計の漏えい確認時、窒素ガス充填弁のシートパスにより圧力降下（2台）が認められたため、当該弁の点検・修理	D	
10	2号機	制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット（22-17）等の圧力指示計の漏えい確認時、圧カスイッチの継手部に外部リーク（17箇所）が認められたため、当該継手部を修理	D	
11	2号機	原子炉再循環ポンプ（A）差圧指示計の点検時、計器精度外れが認められたため当該計器を交換	D	
12	2号機	給水加熱器（2B・2C）伝熱管渦流探傷検査において、伝熱管（計10本）に判定基準外れが認められたため、当該伝熱管に閉止栓施工	D	
13	2号機	原子炉格納容器サプレッションチェンバーストレナ取替工事のホ項使用前検査時、残留熱除去系系統流量計の計器仕様表に誤記が認められたため、対応検討	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	3号機	搬出物品測定時、搬出基準値汚染密度を超える物品が確認されたため、当該物品を回収及び対応検討	D	
15	3号機	復水脱塩装置脱塩塔（2DT）において、ベント弁ランプ表示不良（両点）が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
16	4号機	原子炉再循環MGセット（B）潤滑油ポンプ出口ヘッダ圧力計計装配管において、固定ネジの外れが認められたため、当該ネジを取付	D	
17	4号機	残留熱除去系テストライン元弁において、ハンドル固定用ナットの外れが認められたため、当該ナットを取付	D	
18	4号機	中央操作室監視用モニター（取水口）において、映像不良が認められたため、当該モニターを点検・修理	D	
19	5号機	補助ボイラ給水ドレンタンクレベル調節弁等の空気作動弁駆動部点検時、操作空気用減圧弁圧力ゲージに指示不良（オーバースケール）が認められたため、当該計器を交換	D	
20	5号機	原子炉給水系サンプリングウェル溶接修理工事における、管種間違いに伴う調査において、主蒸気配管の閉止栓材料に破壊靱性検査を実施していない閉止栓の取付けが認められたため、対応検討	B	9月29日 No.15関連不適合
21	集中環境施設	洗濯廃液系洗濯廃液収集タンク（E）液位計（エアパージ式）において、液位測定用エアパージセット流量セット不良が認められたため、当該液位計を点検・修理	D	
22	その他	海域の水温連続調査で使用している水温計において、所定位置より南側（約290m）への移動が認められたため、当該水温計を所定位置に復帰	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで